

# 西 の 丘 緑 地 協 定 書

## (目的)

第1条 本協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)に基づき、本協定第3条に定める緑地協定区域内(以下「協定区域」という。)及び緑地協定区域隣接地(以下「隣接地」という。)内における良好な居住環境を確保するため、当該区域内の緑化に関する事項について定めるものとする。

## (名称)

第2条 本協定は「西の丘緑地協定」と称する。

## (協定区域)

第3条 本協定区域は次の通りとする。

(1) 協定区域

福岡市西区大字拾六町字高崎 1182-2 ほか  
(別紙記載の区域、722区画、合計約165,798平方メートル)

(2) 隣接地

福岡市西区大字拾六町字 畑ケ尾 835 ほか  
(別紙記載の区域、21区画、合計約5,195平方メートル)

## (協定の効力)

第4条 本協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物その他工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有するもの(以下「土地の所有者等」という。)の全員の合意により締結するものとする。

2 協定は、その効力が生じた日以降において協定区域内の土地の所有者等となったものにも効力があるものとする。

## (緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するために、緑化に関する事項を次にとおり定める。

(1) 植栽する樹木等の種類

高木 : シラカシ、ヤマボウシ等  
中木 : エレガンテシマ、ヨーロッパアンゴールド等  
低木 : サツキ、ドウダンツツジ、ビョウヤナギ等  
地被植物 : カロライナジャスミン、シバザクラ、マツバギク等

(2) 樹木等を植栽する場所

敷地の外周部分でかつ、道路その他公衆が利用する場所から望見できるところに面

する外周部分の 1/2 以上とする。

(3) 敷地境界に面する外柵の構造

- ア 協定区域内の敷地の外周部分でかつ、道路その他公衆が利用する場所から望見できるところに面する部分については、生垣、竹垣、フェンスとし、塀を使用する場合は、道路その他公衆が利用する場所から望見できるところに面する外周部分の 1/2 未満とする。また、コンクリートブロック塀等周囲の自然環境に調和しないものの使用は禁止する。
- イ 協定区域内の隣地との外柵については、生垣、竹垣、フェンス、塀等とし、宅地地盤面より 0.6メートル以下の部分はコンクリートブロックの使用を可とする。

(4) 植栽する樹木の維持管理

敷地内の樹木等の仕立て、剪定、整枝、刈込み、補植、施肥、及び病虫害防除、その他維持管理については各々土地の所有者等の責任においてこれを行う。又、最低年 1 回、剪定、整枝及び病虫害防除のため一斉防除作業を行う。

(運営委員会の設置)

第 6 条 本協定を運営するために運営委員会を設置を設置する。

- 2 運営委員会には、土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。但し、1 区画の土地の共有者又は共同して地上権又は賃借権を有する者は、その内の 1 人を代表者として委員を互選する。
- 3 委員の任期は 2 年間とする。但し、補欠の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 4 委員は、再選を妨げない。

(役員)

第 7 条 運営委員会には次の役員を置く。

委員長	1 名
副委員長	1 名
会計担当委員	1 名
監事	2 名

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長、会計担当委員及び監事は委員長が任命する。
- 3 委員長は運営委員会を代表し、本協定の運営に関する事務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代理する。
- 5 会計担当委員は、本協定の運営に関する経理業務を処理する。

- 6 監事は運営委員会の財政状況及び運営委員会の執行状況を監査し、その結果を土地の所有者等（共有等の場合は代表者）に報告する。

(樹木伐採の禁止等)

第8条 協定者は、協定に基づいて植栽した樹木を伐採してはならない。

- 2 協定者は、協定に基づいて植栽した樹木をみだりに移植してはならない。
- 3 やむをえない事情により伐採、移植する必要があるときは、運営委員会の同意を得て伐採、又は協定区域内に移植することができる。
- 4 協定者は、協定に基づいて植栽された樹木が枯損した場合は、原木と同程度の規格を有する樹木を補植しなければならない。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 運営委員会は協定事項に違反したものに対して、緑化を図るべき義務の履行、現状回復及び代償の植樹等の請求ができる。

- 2 運営委員会は協定事項に違反したものが3ヶ月以内に前項の請求に応じない場合は、協定に基づく緑化事業に要する費用相当の違約金を徴収し、その費用は協定に基づく緑化事業の費用に充当するものとする。なお徴収金等については運営委員会が別に定める。

(土地所有権等の移転の届け出)

第10条 協定者は土地・建築物・その他の工作物の所有権又は、建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権もしくは賃借権を移転し、又は廃止した場合、当該書面（様式第1号）にて運営委員会に届け出なければならない。又、移転した場合は相手方に本規約を説明し業務履行の約諾を当該書面（様式第2号）にて運営委員会に届け出なければならない。

(協定の変更並びに廃止)

第11条 協定において定められた事項を変更しようとする場合は、協定者全員の合意をもってその旨を定め、福岡市長に認可を受けなければならない。

- 2 本協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを福岡市長に申請し、その認可を受けなければならない。

(協定の有効期間)

第12条 協定の有効期間は、福岡市長の認可のあった日から10年とし期間満了時に協定者の過半数の申し出がない場合は、さらに10年間延長するものとする。

(付則) 本協定書の許可書は、運営委員会の委員長が保管し、協定書を全員に配布する。

平成11年 1月 13日